

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 業務の適切性等</p> <p>Ⅱ－２－７ 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む）</p> <p>Ⅱ－２－７－２ 金融ADR制度への対応</p> <p>Ⅱ－２－７－２－１ 指定紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合（略）</p> <p>（１）主な着眼点</p> <p>① （略）</p> <p>② 公表・周知・資金需要者等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続実施基本契約を締結した相手方である指定ADR機関の商号又は名称、及び連絡先を適切に公表しているか。 <p>公表の方法について、例えば、ホームページへの掲載、ポスターの店頭掲示、パンフレットの作成・配布又はマスメディアを通じての広報活動等、業務の規模・特性に応じた措置をとることが必要である。仮に、ホームページに掲載したとしても、これを閲覧できない資金需要者等も想定される場合には、そのような資金需要者等にも配慮する必要がある。</p> <p>公表する際は、資金需要者等にとって分かりやすいように表示しているか（例えば、ホームページで公表する場合において、資金需要者等が容易に金融ADR制度の利用に関するページにアクセスで</p>	<p>Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－２－７ 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む）</p> <p>Ⅱ－２－７－２ 金融ADR制度への対応</p> <p>Ⅱ－２－７－２－１ 指定紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合（略）</p> <p>（１）主な着眼点</p> <p>① （略）</p> <p>② 公表・周知・資金需要者等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続実施基本契約を締結した相手方である指定ADR機関の商号又は名称、及び連絡先を適切に公表しているか。 <p>公表の方法について、例えば、ホームページへの掲載、ポスターの店頭掲示、パンフレットの作成・配布又はマスメディアを通じての広報活動等、業務の規模・特性に応じた措置をとることが必要である。仮に、ホームページに掲載したとしても、これを閲覧できない資金需要者等も想定される場合には、そのような資金需要者等にも配慮する必要がある。</p> <p>公表する際は、資金需要者等にとって分かりやすいように表示しているか（例えば、ホームページで公表する場合において、資金需要者等が容易に金融ADR制度の利用に関するページにアクセスで</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案																																
<p>きるような表示が望ましい。))。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続実施基本契約も踏まえつつ、資金需要者等に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果（<u>時効中断効</u>等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。 <p>(2) 苦情処理措置（貸金業者自身で態勢整備を行う場合）についての留意事項 (略)</p> <p>貸金業者登録審査事務チェックリスト（貸金業を的確に遂行するための必要な体制） (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%; text-align: center;">適否</th> <th style="width: 90%; text-align: center;">審 査 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">金融ADR制度への対応に関する社内規則（監督指針Ⅱ-2-7-2）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(指定紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>手続実施基本契約も踏まえつつ、資金需要者等に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果（<u>時効中断効</u>等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	適否	審 査 内 容	(略)	(略)	金融ADR制度への対応に関する社内規則（監督指針Ⅱ-2-7-2）			(指定紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合)	(略)	(略)	<input type="checkbox"/>	手続実施基本契約も踏まえつつ、資金需要者等に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果（ <u>時効中断効</u> 等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>きるような表示が望ましい。))。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続実施基本契約も踏まえつつ、資金需要者等に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果（<u>時効の完成猶予</u>等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。 <p>(2) 苦情処理措置（貸金業者自身で態勢整備を行う場合）についての留意事項 (略)</p> <p>貸金業者登録審査事務チェックリスト（貸金業を的確に遂行するための必要な体制） (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%; text-align: center;">適否</th> <th style="width: 90%; text-align: center;">審 査 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">金融ADR制度への対応に関する社内規則（監督指針Ⅱ-2-7-2）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(指定紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>手続実施基本契約も踏まえつつ、資金需要者等に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果（<u>時効の完成猶予</u>等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	適否	審 査 内 容	(略)	(略)	金融ADR制度への対応に関する社内規則（監督指針Ⅱ-2-7-2）			(指定紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合)	(略)	(略)	<input type="checkbox"/>	手続実施基本契約も踏まえつつ、資金需要者等に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果（ <u>時効の完成猶予</u> 等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。	(略)	(略)	(略)	(略)
適否	審 査 内 容																																
(略)	(略)																																
金融ADR制度への対応に関する社内規則（監督指針Ⅱ-2-7-2）																																	
	(指定紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合)																																
(略)	(略)																																
<input type="checkbox"/>	手続実施基本契約も踏まえつつ、資金需要者等に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果（ <u>時効中断効</u> 等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。																																
(略)	(略)																																
(略)	(略)																																
適否	審 査 内 容																																
(略)	(略)																																
金融ADR制度への対応に関する社内規則（監督指針Ⅱ-2-7-2）																																	
	(指定紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合)																																
(略)	(略)																																
<input type="checkbox"/>	手続実施基本契約も踏まえつつ、資金需要者等に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果（ <u>時効の完成猶予</u> 等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。																																
(略)	(略)																																
(略)	(略)																																